

議案第24号

成田市税賦課徴収条例の一部を改正するについて

成田市税賦課徴収条例（昭和29年条例第31号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月5日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

成田市税賦課徴収条例（昭和29年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き，」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め，「。次条第1項において同じ」を削り，同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用

を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第55条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「附則第20条の2第1項」の次に「、附則第20条の3第1項」を加え、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第10条の2中第9項を第16項とし、第3項から第8項までを7項ず

つ繰り下げ、第2項の次に次の7項を加える。

- 3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

- 17 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

第10条の3第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第20条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条

の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第20条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条及び附則第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第55条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第20条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の成田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的

- 年金等について提出したこの条例による改正前の成田市税賦課徴収条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 2 前条第1号に掲げる規定による新条例附則第7条の3第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 3 前条第4号に掲げる規定による新条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第20条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後

の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第55条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第25号

成田市都市計画税条例の一部を改正するについて

成田市都市計画税条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月5日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市都市計画税条例の一部を改正する条例

成田市都市計画税条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第19項を附則第20項とし、附則第18項を附則第19項とし、附則第17項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第8項、第10項及び第11項」を「附則第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項」を「附則第11項から第13項」に、「附則第13項から第15項」を「附則第14項から第16項」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項の前の見出しを削り、同項を附則第17項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付し、附則第15項を附則第16項とし、附則第14項を附則第15項とする。

附則第13項の前の見出しを削り、同項を附則第14項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付し、附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項の前の見出しを削り、同項を附則第8項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第6項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高

齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場，音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め，同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第6項を附則第7項とし，附則第5項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

- 6 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は，3分の1とする。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き，改正後の成田市都市計画税条例の規定は，令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和7年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については，なお従前の例による。



議案第26号

成田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
について

成田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年条例第9号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月5日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

成田市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「成田市玉造1丁目14番地」を「成田市下方1,561番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。

議案第27号

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例を制定するについて

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関  
する条例を次のように制定する。

令和8年6月5日提出

成田市長 小 泉 一 成

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例

(成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第52条」を「一第52条」に改める。

第2条第1項第20号中「(特定満3歳以上保育認定地域型保育(特区法第12条の4第4項の規定により読み替えて適用する法第29条第1項に規定する特定満3歳以上保育認定地域型保育をいう。以下同じ。))を除く。)」を削り、同号を同項第25号とし、同項中第19号を第24号とし、第15号から第18号までを5号ずつ繰り下げ、同項第14号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改め、同号を同項第19号とし、同項第13号中「国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。))第12条の4第4項の規定により読み替えて適用する」及び「及び国家戦略特別区域法施行令(平成26年政令第99号)第5条の規定により読み替えて適用する法第30条第4項において準用する場合」を削り、同号を同項第18号とし、同項中第12号を第17号とし、第8号から第11号までを5号ずつ繰り下げ、第13号の前に次の3号を加える。

(10) 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11) 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(12) 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第2条第1項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業を除く。)をいう。

(6) 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業に限る。)をいう。

第2条第2項を削る。

第6条第2項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、

も又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「利用している同号」を「教育認定子ども」に、「利用している同条第1号又は第2号」を「教育認定子ども」に改める。

も又は満3歳以上保育認定子ども」に、「の同号」を「同号」に、「の同条第1号」を「同条第1号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「」第29条」を「」第28条」に、「第32条第1項」及び「第34条」を「第28条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）の数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第39条第4項中「満3歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業所における利用の申込みに係る満3歳以上保育認定子どもを含む。）」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項

中「前項」及び「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第1項中「特区法第12条の4第4項の規定により読み替えて適用する」を削り、同条第2項中「満3歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用しようとする満3歳以上保育認定子どもを含む。）」を「保育認定子ども」に改める。

第41条中「満3歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける満3歳以上保育認定子どもを含む。次条第1項第1号、第47条第1項及び第2項並びに第49条第2項において同じ。）」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者が満3歳以上の各年齢の定員を設定する場合にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を削り、同項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）」に改め、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「国家戦略特別区域小規模保育事業」を「満3歳以上限定小規模保育事業」に改め、同条第11項中「（満3歳以上の各年齢の定員を設定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者を除く。）」を削り、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に限り、国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける場合を除き、特定満3歳以上保育認定子どもを「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に改め、「第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と」の次に「、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第2項において読み替えて準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と」を加える。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「が、法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が、教育認定子ども」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

第51条第3項中「をいう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を、「この章（」の次に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に改め、「特区法第12条の4第4項の規定により読み替えて適用する法第29条第1項に規定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者（以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。）から特定地域型保育を受ける場合を除き、」を削り、「以下この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「同号

又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」に、「教育・保育給付認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る」に改め、「教育・保育給付認定保護者（」を削り、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「除く。）」を「除く」に改める。

第51条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの数の総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な

方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前各項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前各項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「が、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が、満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の数の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

第52条第3項中「教育・保育給付認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、「教育・保育給付認定保護者（」を削り、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定保護者に限る。）」を「教育・保育給付認定保護者」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附則第5項中「特定地域型保育事業者（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

（成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

- (2) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。

第3条中「又は第12項第2号」を「若しくは第12項第2号」に、「にあっては当該児童を、国家戦略特別区域小規模保育事業として行われる保育を行う場合にあっては当該国家戦略特別区域小規模保育事業に係る満3歳以上の」を「又は同条第10項第3号の規定により保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該」に改める。

第7条第1項中「国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」を「法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」に改め、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項中「国家戦略特別区域小規模保育事業」を「満3歳以上限定小規模保育事業」に改める。

第19条第6号中「国家戦略特別区域小規模保育事業者にあっては、乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごと」を「満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満3歳以上の幼児」に改める。

第24条第2項中「特区法」を「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）」に改める。

第28条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第30条第2項第3号中「特区法第12条の4第1項」を「第3号」に改め、「並びに第32条第2項第3号及び第4号」を削る。

第32条第2項第3号中「児童」の次に「（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」を加える。

第49条中「第49条において準用する第4号」を「第4号」に改め、「、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第49条において準用する次号」と」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第7項中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

（成田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 成田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を含む。）」を削り、「法第6条の3第12項」を「同条第12項」に改める。

第23条第1項中「国家戦略特別区域法」の次に「（平成25年法律第107号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第28号

成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の  
一部を改正する条例を制定するについて

成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部  
を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月5日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第30条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するものいづれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)

く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。附則第10項を次のように改める。

10 前2項の規定を適用するときは、保育士（第30条第3項若しくは第4項若しくは第45条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2項の規定の適用がないものとした場合における第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

（成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「者をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「第48条第2項の規定」の次

に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士，千葉県  
の区域に係る地域限定保育士，本市に係る国家戦略特別区域限定保育士及  
び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え，附則に次の1項を加え  
る。

- 3 保育士，千葉県の区域に係る地域限定保育士，本市に係る国家戦略特別  
区域限定保育士又は保育従事者の配置の状況に鑑み，保育の提供に支障を  
及ぼすおそれがあるときは，当分の間，改正後の第30条第2項，第32  
条第2項，第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童  
に対し保育を提供する保育士，千葉県の区域に係る地域限定保育士，本市  
に係る国家戦略特別区域限定保育士及び保育従事者の数に関する部分に限  
る。）は，適用しない。この場合において，この条例による改正前の成田  
市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第  
2項，第32条第2項，第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4  
歳以上の児童に対し保育を提供する保育士，千葉県の区域に係る地域限定  
保育士，本市に係る国家戦略特別区域限定保育士及び保育従事者の数に関  
する部分に限る。）は，この条例の施行の日以後においても，なおその効  
力を有する。

#### 附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第29号

成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び  
成田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正するについて

成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年条例第29号）及び成田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例（令和7年条例第9号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月5日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び  
成田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

(成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正)

第1条 成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用す  
る法第21条の5の18第4項の規定により、児童対象性暴力等(学校設  
置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のた  
めの措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児  
童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童  
対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等  
対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、  
継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをい  
う。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認を  
いう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(成田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一  
部改正)

第2条 成田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(令和7年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において  
準用する法第21条の5の18第4項の規定により、児童対象性暴力等  
(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止  
等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規  
定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、  
及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、  
児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支  
配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するもの  
をいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認  
をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。



議案第30号

成田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するについて

成田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年条例第20号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月5日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

成田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条中「以下「外壁等」という。」を「成田都市計画成田赤十字病院地区地区計画にあっては、建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は高さ2メートルを超える門若しくは扉」に改める。

別表第1に次のように加える。

成田都市計画成田赤十字病院地区地区計画
---------------------

別表第2に次のように加える。

成田都市計画成田赤十字病院地区地区計画	成田赤十字病院地区	(1) 工場（施行令第130条の6に定めるものを除く。） (2) ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類する施行令第130条の6の2に定める運動施設 (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習所 (5) 施行令第130条の7に定める規模の畜舎
---------------------	-----------	--

別表第6に次のように加える。

成田都市計画成田赤十字病院地区地区計画	成田赤十字病院地区	道路境界線からの距離 (1) 1号壁面線にあっては，2メートル (2) 2号壁面線にあっては，1メートル
---------------------	-----------	--

附 則

この条例は，令和8年8月1日から施行する。

議案第31号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 専 決 処 分 書

成田市税賦課徴収条例（昭和29年条例第31号）の一部を改正する条例を  
次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

成田市長 小 泉 一 成

専決第4号

成田市税賦課徴収条例の一部を改正するについて

成田市税賦課徴収条例（昭和29年条例第31号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日専決

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

成田市税賦課徴収条例（昭和29年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第17条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第71条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第71条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「という。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第70条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第70条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第71条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第71条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第71条の3から第71条の8までを削る。

第71条の9（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第71条の3とする。

第72条（見出しを含む。）及び第73条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第74条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第74条の2（見出しを含む。）、第75条の見出し、第76条（見出しを含む。）及び第77条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第78条第2項中「第70条第3項ただし書」を「第70条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第15項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第17項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第18項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第19項を第8項とし、第20項を第9項とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第

20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第15条の3から第15条の7までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第20条第2項第2号、第21条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

第21条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第21条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### (固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の成田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

### (軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

### (成田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 成田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。



議案第32号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 専 決 処 分 書

成田市都市計画税条例（昭和31年条例第27号）の一部を改正する条例を  
次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

成田市長 小 泉 一 成

専決第5号

成田市都市計画税条例の一部を改正するについて

成田市都市計画税条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日専決

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市都市計画税条例の一部を改正する条例

成田市都市計画税条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第18項中「第9項，第13項から第17項まで，第19項，第20項，第24項，第27項，第31項から第33項まで，第36項，第37項，第41項若しくは第44項」を「第8項，第12項から第16項まで，第18項，第19項，第23項，第26項，第30項から第32項まで，第35項，第36項，第40項若しくは第43項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の成田市都市計画税条例の規定は，令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和7年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。

議案第33号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

令和8年6月5日提出

成田市長 小 泉 一 成

## 専 決 処 分 書

成田市国民健康保険税条例（昭和34年条例第24号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

成田市長 小 泉 一 成

専決第6号

成田市国民健康保険税条例の一部を改正するについて

成田市国民健康保険税条例（昭和34年条例第24号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日専決

成田市長 小 泉 一 成

## 成田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

成田市国民健康保険税条例（昭和34年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「同条第37項に規定する地方税法施行令（昭和25年政令第245号）で定める金額」及び「当該金額」を「3万円」に改める。

第14条第1項中「地方税法施行令」の次に「（昭和25年政令第245号）」を加える。

第21条第1項中「）並びに」を「），」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について1,190円

カ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について70円

第21条第1項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について850円

カ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について50円

第21条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について340円

カ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳

以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について20円

第21条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号オに規定する金額を減額した世帯 255円
- イ 前項第2号オに規定する金額を減額した世帯 425円
- ウ 前項第3号オに規定する金額を減額した世帯 680円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 850円

第21条第3項中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「」は」を「及び18歳以上被保険者均等割額）は」に改め、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳

未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前各項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては，その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は，当該被保険者均等割額から，当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 改正後の成田市国民健康保険税条例の規定は，令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和 7 年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。

議案第34号

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和8年6月5日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 小型動力ポンプ付積載車（B－3級）
- 2 数 量 3台
- 3 契約の方法 制限付一般競争入札
- 4 取得価額 29,601,000円
- 5 契約の相手方 千葉県千葉市稲毛区轟町一丁目7番10号  
大成産業株式会社  
代表取締役 逆 井 英 夫



議案第35号

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和8年6月5日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 消防吏員用防火被服（次頁のとおり）
- 2 数 量 次頁のとおり
- 3 契約の方法 制限付一般競争入札
- 4 取得価額 24,336,400円
- 5 契約の相手方 千葉県成田市公津の杜3丁目37番地4  
ミドリ安全成田株式会社  
代表取締役 井 口 裕 弘

消防吏員用防火被服（品名及び数量）

No	品 名	数 量
1	防火服上衣	80
2	防火服ズボン	80
3	防火保安帽（消防隊用）	80
4	しころ	80
5	防火靴	80
6	クールベスト	80
合 計		480

議案第36号

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和8年6月5日提出

成田市長 小 泉 一 成

記

- 1 取得する財産 高規格救急自動車
- 2 数 量 2台
- 3 契約の方法 制限付一般競争入札
- 4 取得価額 45,980,000円
- 5 契約の相手方 千葉県成田市並木町219番地56  
千葉トヨタ自動車株式会社 成田店  
店長 小野寺 伸